

連合赤軍事件の報道と少年法

——報道の主体性確立に一段の努力を——

金子喜三

目次

- 一 まえがき
- 二 事件の重大性と社会的利益との関連
- 三 事件報道の三態様
- (一) 社会的利益優先の立場
 - (一) 少年法の趣旨尊重の立場
 - (二) 中間的措置に苦慮した立場
- 四 報道の真実性と少年法のあり方
- 五 組織集団化と少年犯
- 六 あとがき

一 まえがき

わたくしは、本稿において、連合赤軍の『あさま山荘』における籠城・陥落と新聞報道の経緯について、とくに少連合赤軍事件の報道と少年法

年法（くわしくは同法第六十一条の記事掲載禁止の規定）の立場との関連を吟味してみたい。

狂気の集団といい、血まみれの軍団といい、およそわれわれが日常使用する最高度の悪表現を以てしても、なおかつ、いいつくせぬ連合赤軍の全貌がその後つぎつぎと白日下に明らかになった。そして十四名に及ぶ大量のリンチ殺人事件の異常な凶悪性が発覚されて、その非情さは想像するだけでも身の毛がよだつところの反社会性を帯びたものである。

しかし、本稿においては、連合赤軍のあり方等に関しては一切ふれず、『あさま山荘』陥落に際して逮捕となつた二人の少年兄弟と報道のあり方について述べたい。

わたくしは、かねてから新聞には新聞報道の独自の立場があることを信じている。時として、政治、外交その他と調和をたもたねばならぬこともある。しかし報道は見識であり、生命である。報道機関がその見識を失ない、阿諛^{アヒヤ}迎合的であつたら、それは生命なき、主体性を失つた報道といわねばならない。わたくしは今ここで、『あさま山荘』事件の報道のいきさつによつて、現報道界の全般を知り得るものとは思はないが、日本の報道界の毅然たるすがたを切望してやまない故に、せめてその一斑たりとも追及したい所存である。

二 事件の重大性と社会的利益との関連

「一 人の女性を二百十八時間にわたって人質とし、逮捕にむかった警官のうち二人の殉職者、十三人の負傷者をだ

した『あさま山荘』の事件は、人間にとつてもつとも貴重な生命をうばい、人権をふみにじつたものであった。連合赤軍の五人は、法にてらして、きびしく裁かなければならぬ。生命と人権の尊重こそ、日本にかぎらず人間がいたむ社会における、もっとも重要な原則だからである。^①」

これは、『あさま山荘』事件犯人の逮捕が一段落に際しての朝日新聞社説「浅間山荘事件が警告するもの」の冒頭文である。同社説はさらに健康な社会と文化について論及し、次のように述べている。

「日本のすべての大人は、いま異った意味におけるきびしさをもって、事件について考え、自らの責任を追及すべきではないか。青年に告発されるまでもなく、今日の日本の社会と文化が病んでいることは明らかだ。もちろん、日本本の環境が悪いから赤軍の五人が免罪される、というのではない。しかし法による制裁は、問題の部分的な解決にすぎない。日本の未来を担う青年が望む、健康な社会と文化とは何であるのか。これをつきとめ、責任をもつて改革にとりくもうとしないかぎり、この種の事件を根絶させることはできないであろう。」

こうした大所高所に立つての意見・主張は理路整然たるものがあるが、この『連合赤軍』といい、また『あさま山荘』籠城といい、かくも事件を重大化するまでに何らの施策もなく、まったく放任されてきたものかどうか。社会的に関心をもたせないばかりか、新聞報道が社会情勢のこうした傾向を無視し、報道の対象とせぬのみか、むしろ同情的、偏向的にはおかむり的態度に終始してきたためではなかつたか。

世界各国、^②わけて後進国における青少年の非行増加は、大都市中心であり、また、非行の特徴も共通したもののが多いといわれる。

国連のアジア極東犯罪防止研究所のアジア地域セミナー（一九六四年三月）において、出席十二国の代表によつて、青少年の非行化は深刻な社会問題であるとして報告されている。そのうちからとくに

（1）非行が集團化したこと、とくに愚連隊の増加が目立つこと

（2）粗暴化がいちじるしく、累犯の傾向が強いこと

（3）年令の低下（つまり学生・生徒の非行が増加）と中産階級の子が多くなってきたこと

以上三点がつよく指摘されている。これまで最大の非行化系図とされてきた（1）知能の低いこと、（2）家庭の貧困、（3）両親の不在などの要因はむしろ全面的に改められるべき時期にきて いると指摘していることも注目に値する。さらには「地域の工業化と都市化は社会構造をきわめて似かよつたものにするが、青少年の非行発生の状況にまで同じような結果を示している」という点にもふれて、日本をはじめアジア諸国も同じ要素の少年問題をかかえていると喝破している。

こうした重要な指摘があつて早くも十年。経済の高度成長の音頭取りはあまりにぎにぎしかつたが、その反面における社会の大きなマイナスが看過されてきたといえる。

青少年の非行防止は社会的利益と表裏一体的といわれ、世界各国とも政府が陣頭に立つて防止対策に余念なきありさまである。朝日新聞調査報告第一一八号において小林文男氏は「西ドイツは安定」としてつぎのように述べている。

「西ドイツの犯罪は全体としては、近年若干増加の傾向にあるが、十八歳未満の少年の犯罪は若干減少しており、十八才以上二十才未満の青年層の増加率もさほど高くない。とくに悪質犯は少なく、この国の青少年犯罪対策は、

明らかに成功しているといえる（注—法務省保護局恩赦課長武安将光・ジュリスト一六九号より）しかし、一九五九年（昭三四年）ごろには、日本と同じようにハルプシニタル（半大人）と呼ばれる与太者や太陽族がかなりの数だった。彼らは日本の太陽族と同じような行動の持主である。

これとは別に、ハンブルグのある研究所が、街頭で恐喝など行つた青少年七九四人を調べたが、「ほとんどがかなりの家庭の子どもたち」だった。つまりこの国でも、割合に家庭のよい子が非行化の傾向にあるわけだ。アメリカでは、黒人少年集団による白人暴行事件が頻発。白人青少年の間にも凶悪化の事例が少なくない。米連邦捜査当局は「無邪気なハイカーは、そのつぎの瞬間に殺人鬼にかわる危険がある」と乗車拒否をするように警告するほどである。またイギリスでは、青少年犯罪は増加しているものの、凶悪犯罪はきわめて少ないとされている。この点に関しては国内の社会状態、経済状態、国民性等の要素が要因を与えているが、青少年犯罪に対する刑事政策も一応成功しているということができよう。

注

- ① 朝日新聞社説（昭四七・三・一）——浅間山荘事件の警告するもの。
- ② 朝日新聞調査研究室報告第一一八号（小林文男論述）青少年の非行—その実体と背景 III世界主要国の青少年非行。
- ③ 前掲（小林文男論述）による。

三 事件報道の三態様

南軽井沢の『あさま山荘』における連合赤軍事件は長期間にわたる人質監禁、警察官・民間人などへの殺傷など凶連合赤軍事件の報道と少年法

悪な犯罪であつただけに、現場で逮捕された五人の犯人のうち二人の未成年兄弟をめぐって、その氏名、写真の取扱いに關し各報道機関はすこぶる苦慮したものと見られる。事件の重大性・緊迫性と社会的利益の優先性と少年法第六十一条による少年事件の取扱いとがからみあつて、一刀両断式のものともゆからず、報道機関それぞれの立場において報道するにいたつた。ここでは日本新聞協会報二〇三八号による調査報告を中心として、この大事件報道の態様を三つにわけて検討してみたい。

日本新聞協会審査室によせられた加盟各社の紙面（いざれも事件翌日の二月二十九日付けのもの）によると、(一)兄弟の氏名を掲載したものが二十二紙、(二)兄弟の氏名をふせたものが四十紙、(三)兄の氏名だけを載せたものが四紙と三通りに分かれている。そして東京における新聞、放送の場合を見ると、(一)名前をふせたものは朝日、毎日、サンケイ、東京、TBS、NET、12チャンネル、ニッポン放送の各社。(二)兄弟両方を出したものは日本経済、東京タイムス両社。(三)兄だけを出したものは読売、NHK、文化放送各社となつていて。そして逮捕の際に、兄の氏名発表から弟の身元確認までかなりの時間がかかつたために、いったんは兄の実名を流しながら弟の身元判明後、その取扱いをかえたもの（NHK、フジ）もあつたと報じている。⁽¹⁾

(一) 社会的利益優先の立場

まず、少年法第六十一条にこだわらず、事件の真相報道に力点を置き、社会的利益優先の立場をとった新聞報道について吟味することとしたい。この立場に即して掲載したものは、(A)人質ろう城というきわめて凶悪な事件の共同正

犯であるという容疑を問われているという点、(B)警察官等十七名が死傷するという大きな社会的事件を起していると
いう点、(C)警察当局においても連坐少年の氏名を公表しているという点にかんがみて、この場合は社会的利益が強く
優先する特殊な例であると判断したものである。また同種事件の再発防止という観点にも立って、「この事件の性質
が、長期にわたる人質監禁、爆発物や銃器による殺人など、きわめて凶悪で反社会的な犯罪であることを考慮し、今
後同種事件の再発を防止するために」というようにその掲載立場を明らかにしたものもある。⁽²⁾

日本経済新聞は、これら掲載紙のうちの代表的なものとしてわたくしは取上げたい。同紙は二月二十九日付朝刊一
面において、とくに「お断わり」としてつぎの如く述べている。

本紙は、「未成年者の犯罪は匿名にする」という少年法の精神を尊重するものです。しかし、今回のあさま山荘事
件の容疑者五人のうち二人の未成年者については、①人質らう城というきわめて凶悪な事件の共同正犯容疑を問わ
れており、②警官ら十七人が死傷するという大きな社会的事件を起こしている、③警察でも氏名を公表しているとい
う、全く例外的事情から「この場合は、社会的利益が強く優先する特殊な例」と判断し、その氏名を掲載しました。
そして日本経済新聞は、第一の面において、二段通しの横見出し「泰子さん無事救出」「あさま山荘218時間ぶ
り」をかかげ、本見出しには「犯人5人全員逮捕、警官15人負傷・内田隊長も殉職」として六段抜きに取扱っている。
そのほかこの一の面には、「殉職警官に哀悼の意・官房長官談話」「お茶が飲みたい—泰子さん」「死傷者氏名」「吉
野・坂口・坂東ら—連合赤軍」「夫の励まし支えに、最後の三日間は絶食」などの四段、三段の見出しが目をひいて
いる。また同新聞第二十三の面（いわゆる社会面）には三段の写真（説明—荒れ果てた山荘—談話室（手前）と突き

当たりは“じやくの間”及び検挙された五名の肖像写真が各二段で掲載され、それぞれに吉野雅邦、坂東国男、加藤倫教、坂口弘、加藤元久として記入し、あるいは「犯人の横顔」を詳しく記述している。加藤兄弟のうち、兄倫教(19)については十行、弟元久(16)については八行となつてゐる。坂東国男の父親が大津市の自宅で自殺したといふも「坂東の父、首切り自殺—息子の罪、死んでおねがい」として五段の大見出しへ報道している。

わたくしは、掲載紙の田辺しよゆの「ヒューリシャパン・タイムズを取り上げた。同紙は一の面ノックに大きく“Police Capture Armed Radicals”と題し、「武装した過激集団」と表現している。わたくしは「[月]1十九日付東京の各紙朝刊を一通り調べたが、大多数は「人質無事救出」に重点が置かれ、問題の「過激集団」とよぶら書葉には接しなかつた。ジャババ・タイムズは歯切のよい表現をしていたことだがどうに田立てたところか。同紙は一の面に六枚の本件写真を掲載して、左が上段は一枚、中段は三枚、下段は一枚で、それがついめてのものだ説明をこころね。

(上巻—Kunio Bando (left) and Hiroshi Sakaguchi, United Red Army leaders, who led the three other radicals in the 10-day besiege, are taken to Karuizawa Police Station Monday evening after they were arrested at the Asama Sanso lodge.)

(下巻—Two minors who are brothers (left and right) are among the five radicals arrested Monday at the Asama Sanso lodge. The one on the left is 19, while his brother on the right is 16. Their names are withheld because of their age. At center is Masakuni Yoshino, United Red Army activist.)

(ハ) — Mrs. Yasuko Muta, wrapped in a blanket, is taken on a stretcher to an ambulance after being rescued from the Asama Sanso lodge.)

ハヤブン・タイムズの場合は、加藤二十分代については、写真は掲載していないものの、その氏名に関しては、年令の都合上差控えるとしている。

なおハリド、事件発生地の地元新聞「信濃毎日新聞」の記事取扱いはされておらず、^④ 信紙では、加藤兄弟についてはともにその氏名を報道している。その理由として、編集当局の考え方は以下のようであるといふわれぬ。

「長野県内にはたくさんの別荘があり、同種のいまわしい事件が起きる可能性はまだある。地元として深刻な問題であるという受けとめ方をしたことも掲載の理由の一つにあげられる。」

(二) 少年法の趣旨尊重の立場

中央紙といわれる朝日・毎日をはじめとして全国において過半数におよぶものと見られる多くの新聞が、少年法第六十一条の精神を尊重して「少年の氏名ならびにその写真掲載をしなかったことについてはそれぞれの立場を顧慮したためと思われる。しかしの事件の重大性、その社会的関連性、少年法の精神尊重ところの観点からその態度を決するまでに相当の迂余曲折があつた」と想像される。そしてその結果は「凶悪な犯罪であることは論を待たないが、一人の未成年者が犯罪の主導的役割を果たしたという証拠はある時点においては認められないし、また、集

団犯罪の中の少年をどんどん出してゆけば少年法の精神を守る歯どめがなくなる」という考え方⁽⁵⁾に立脚したものと思われる。

こうした考え方は警察側の第一目標ともいべき「人質の救出」に沿うた線でもあり、記事の取扱い方にとっても、朝日新聞では、第一の面に、横の大見出し二段通しで「泰子さん二一八時間ぶり救出・浅間山荘—連合赤軍五人を逮捕」と書き、トップ見出しは六段抜きで「殉職2、負傷12人—警官に大きな犠牲」と表現している。写真は、救出された泰子さんが担架に乗せられて軽井沢病院へ運ばれるところを六段で取扱っている。犯人については二の面においてそれぞれ四段で吉野、坂東、坂口の逮捕の際の写真が載っているが、加藤二少年に関する写真はもちろん、氏名の掲載もなく、本文では「逮捕されたのは、京浜安保共闘幹部坂口弘（三）、赤軍派幹部坂東国男（三）ら五人。」と書かれているだけ。さらに同じ一の面において「坂東ら幹部が3人、逮捕者16才の高校生も」として「捜査本部の調べによると、逮捕された五人は、京浜安保共闘幹部吉野雅邦（三）、同、坂口弘（三）、赤軍派幹部坂東国男（三）中京安保共闘活動家少年A（一）、少年の弟の高校一年生B（一）とわかった。」と報道し、犯人の中に高校生を含む少年二人がはいつていることは、捜査当局もほとんどつかんでいたとしている。同新聞はさらに二十二面で、「逮捕された連合赤軍の一昧」として五犯人についてその横顔を記述、「少年兄弟」についてはこう述べている。

「少年A（一）、B（一）の兄弟は中京安保共闘の活動家で、二人の兄（三）も京浜安保共闘の活動家。少年A、Bの実家は愛知県下のある市。父は小学校の校長という。

二人が中京安保共闘に参加するようになつたのは、現在、所在不明の長男Cの影響が強い、と当局はみる。Cは元

和光大生。四十四年秋の同大学園紛争のさなかに派手な鬭争をし、支援に來た京浜安保共闘の拠点校である東京水产大の活動家と接触するうちに、オルグされたらしい。

Cが帰省するたびに、弟のAはCから革命論を吹込まれて、Aは中京地区での組織づくりをはじめた。昨年八月、Aは実家から現金約十二万円を持出し、夏休み中の弟Bを誘つて家出。さらにその秋には、京浜安保共闘から派遣された元教員石井功子（元）らと大阪府門真市内のアジトでコードマイト二百五十本を持っているところを、爆発物取締罰法違反で逮捕されたが、処分保留で釈放されたあと、兄弟は連合赤軍に投じていった、とみられている。この連合赤軍の加藤三兄弟については、その後週刊朝日誌上において掲載。「連合赤軍三兄弟の父親の『告白』が投げた波紋——あなたの家庭教育に『問題』はないか」として大きく教育面から取扱い、識者の意見が表現されていた。毎日新聞（二月二十九日付朝刊）は第一の面で、横の大見出しには「泰子さん救出」とし、トップのテーマには「山莊、恐怖の十日間——病院で語る」として、大々的に人質救出を報じていた。同紙はまた社説においても「人質事件の解決と国民の怒り」と題してこれを論じ、最後に「過激集団の無謀な過激行動は昨年の六月の明治公園の爆弾事件以来、エスカレートしており、人質事件はその極に達した感がある。過激派のこのような行動は、二度と許してはならない。犯人に対する国民の怒りを、今後はこの種事件の防止に向けるべきであろう。」と結んでいる。^⑥

（三） 中間的措置に苦慮した立場

連合赤軍のこの事件で、その報道にもつとも苦心のあとがうかがわれたのは、中間的措置の立場であるといえよう。

逮捕の際に、兄(少年)の氏名発表から弟(少年)の身元確認までにかなりの時間がかかったために、いつたんは兄の実名を流しながら弟の身元判明後、その取扱いをかえたものも少くはなかつた。早版の段階では、弟が身元不明だったために、「まれにみる凶悪犯」として兄の氏名を掲載したが、弟が十六才と判明した後は、兄弟の名を共にふせてしまつた。しかし編集責任者として枳然としないものがあつたと見え、とくに紙上に「おことわり」を出し、「事件の重要性と社会的影響からすれば、少年法の規定にもかかわらず氏名を公表すべきだが、この二人は指導的な幹部ではなく、とくに弟は十六才の高校生である点を考慮した」と述べ「氏名をふせるのは法律的にはわかつても感情的にわからぬ」というのが大部分の読者の受け取り方だろう。新聞編集の考え方を読者に理解してもらう意味で「おことわり」を出した」という新聞社もあつた。

読売新聞社の場合にあっては、二月二十九日朝刊につぎのような“おことわり”を出している。⁽⁸⁾

あさま山莊事件逮捕者の中には「犯行時、未成年」の兄弟二人が含まれていますが、兄加藤倫教（二七）については、指導的立場、凶惡な犯行内容などから氏名を公表。弟（二六）については、少年法でとくに「刑の輕減」を認める十八才未満の年少者のため、名を伏せました。

NHKの場合は、はじめは写真も含めて兄の実名を報道したが、「中京安保共闘のメンバーであること、犯人の中に兄弟がいたことがニュースである」と判断。兄弟の姓がありふれたものであることを考慮に入れて、兄弟の名前は伏せ、姓だけによって『××兄弟』のかたちでその後は通したこととなつている。⁽⁹⁾

一般的に、兄の氏名を報じた後になつて、弟の身元が判明した時点で取扱いに苦慮した放送側にあっては、身元判

明後は兄の名もあせるという結果になった。

さらに通信社の場合を見ると、共同通信は仮名で流し、そして「編集者注」として氏名、写真を送っている。時事通信は二十八日夜の通信では「編集者注」を付して実名で流したが、翌日の記事からは仮名扱いとした。^⑩

注

- ① 新聞協会報二〇三八号（昭四七・三・七）連合赤軍事件—少年犯の氏名の扱い。
- ② 前掲・新聞協会報二〇三八号所報による。
- ③ ジャパン・タイムズ（昭四七・二・二九）による。
- ④ 前掲・新聞協会報二〇三八号所報。
- ⑤ 前掲・新聞協会報二〇三八号所報—（朝日・瀬戸口社会部長）。
- ⑥ 毎日新聞社説（昭四七・二・二九）—人質事件の解決と国民の怒り。
- ⑦ 前掲・新聞協会報二〇三八号所報。
- ⑧ 読売新聞（昭四七・二・二九朝刊）。
- ⑨ 前掲・新聞協会報二〇三八号所報。
- ⑩ 前掲・同上。

四 報道の真実性と少年法のあり方

ちかごろ、週刊誌上において“名誉棄損ブーム”などといって、新聞界や出版界における名誉棄損事件がけっして少くないことを表明しているのが目立つ。その原因がどこにあるにせよ、結局においては、いわゆる権利の乱用を

反映していないものはないよう見うけられてならない。言論・報道機関のもついわゆる権力がいかに強大なものであるかは、いまさらいうまでもないことであるが、われわれはその権力の乱用とともに、いろいろの法益が侵害されることを見のがすわけにはゆかない。そして、それらの法益侵害のうちには少年に関するものも相当に多く、少年の犯罪事件の報道をはじめとして、少年の家出や自殺未遂、あるいは一般的の犯罪事件において少年が害をこうむった場合の報道記事の取扱い方などに關してしばしば問題がひき起されているが、こと少年事件の報道に関しては、被害少年はまったく泣寝入りのありさまである。ただ少年法第六十一条によつてある程度の救済措置が講ぜられてきたが、今回の『あさま山荘』事件の報道をめぐつて、(一)報道の真実性 (二)報道における公正 (三)公共の利益の優先 (四)少年事件の検討などが数個の資料として表面化するにいたつた。わたくしはここでは、とくに少年法第六十一条の規定を中心述べておきたい。

現行少年法における報道記事の掲載禁止条項（第六十一条）には罰則をともなっていない。旧少年法では一年以下の禁固または千円以下の罰金（同法第七十四条）に処することとなつたが、その罰則は、昭和二十三年に少年法の全面的改正の際に削除され、むしろ報道者側の責任にまつこととなつた。新聞倫理綱領第四の『公正』において、名誉の尊重と擁護とをとなえている。これはひとり成人ばかりではなく、未成年者の場合にはとくに顧慮さるべきであろう。少年法はその目的において、少年の健全な育成を期しており、また児童福祉法はその理念として、すべての国民は、児童が健やかに育成されるように努めなければならないとしている。新聞は、法律が期待しているところの少年の健全な育成を支持し、これを助長してゆくことは、新聞報道の公正なる所以を明らかにし、その品格を高める

ためにも寄与するところが大きいと信ずる。

もちろん、少年事件の報道には抽象的な一線を画することは困難であり、またそれがかえってよくない報道上の結果をもたらすかも知れない。少年による急迫不正の侵害が目前に展開されているときには、ケース・バイ・ケースによって判断するよりほかなく、ただ新聞のもつ権力が乱用されないように、少年のためにあたたかい保護の手を常に忘れてはならない。この第六十一条規定の取扱いに関しては、昭和三十三年に日本新聞協会が例外規定を含めた「少年法第六十一条の扱いの方針」を定めて以来、報道関係各社の取扱いが分かれた例は数多くあるが、全国的に見て、その取扱いが相半ばしたのは、昭和四十年四月の連続ピストル射殺事件の犯人逮捕の後は、今回の『あさま山荘』事件がもつとも目ぼしいものとなっている。

ここで新聞協会の「少年法第六十一条の扱いの方針」についてふれておきたい。この方針は、原則として、少年法の趣旨を尊重し、犯人が二十才未満の場合にはその氏名、写真などを新聞に掲載すべきでないことを定めるとともに、つぎの二点について除外例を認め、かつ、これを新聞報道界の慣行としたいとしている。

(A) 逃走中で、放火、殺人など凶悪な累犯が明白に予想される場合

(B) 指名手配中の犯人捜査に協力する場合

こうした場合において、少年保護よりも社会的利益の擁護が優先する特殊な場合にあっては、除外例としたいという観点からふみ切ったものと見られている。

今回の『あさま山荘』のケースは、ここにいう(A)および(B)の具体的な例には相当しているとは思われないが、後段

にいうところの「少年保護よりも社会的利益が強く優先する場合」の解釈によつて取扱いが分かれるに至つたものといえよう。しかし、わたくしがことで指摘しておきたいのは、少年保護という現実、社会的利益という現状に対する報道者側の認識の問題であり、少年法の精神を守るという名分論にこだわり過ぎたきらいがなかつたかということである。『あさま山莊』のケースは、確信犯的、思想犯的要素を多分に含み、少年法が期待している保護——名前や写真の掲載イコール更生のさまたげといった結びつきはあまり弱いのではないかと思われてならない。そしてまた、その反面、新聞報道側にあつては、報道の真実性、報道の公正、社会悪とのたたかいなどにおいて、積極性に乏しいという見方に対しては、やはり反省を促がしたいものがある。

五 組織集団化と少年犯

第二次世界大戦後において、世界各国共通の現象として青少年の非行の問題が大きく取上げられている。これまで、犯罪史上においてむしろ定説といわれてきたものが、第二次大戦後になつては敗戦国はもとより、戦勝国においても、共通的に青少年の非行化が発生し、増加しているといわれる。また、貧富と非行化の関係についても、従来は、貧乏をなくせば犯罪も減るという見地に立つての予防策を中心になつて立たれたものであるが、現在では社会の進歩や繁栄の中にも、また中流・上流の家庭にも非行者が目立つていることが注目されている。朝日新聞調査研究室報第一一八号において、小林文男氏が「青少年の非行——その実体と背景」についてつぎのように指摘している。

① 朝日新聞調査研究室報第一一八号

「第一次世界大戦のあと、敗戦国オーストリアの学者エクスナーが、すぐれた研究論文の中で指摘した犯罪動向、すなわち「戦後、敗戦国にはきまつて犯罪があふれる。しかしその国の政治的、経済的な情勢が安定すると、その歩調にあわせたように犯罪も減少の兆をみせ、わけても少年非行はまっさきに下降する」という学問的実証は、第二次世界大戦以後には全く破られてしまった。いま世界各国一敗戦国はもとより戦勝国にも、戦争に参加しない国にも、また資本主義国にも、共産圏国家にも、福祉国家にも、いうならば世界各国に共通して発生した。そして非行は、かえって経済成長や生活安定の中で増加し、しかもその進度は経済成長の度合をはるかに越えた国もあるほどである。」

「貧乏をなくせば犯罪も減るという見地に立つ予防策が、むかしのままではもう通用しないことも現実である。つまり青少年非行は、必ずしも貧困家庭の産物ではなく、とくに日本にはその傾向が強く、中流・上流家庭児の非行が目立ち、福祉国家スウェーデンの政府当局も非行要因は、社会の進歩や繁栄の中でも存在すると指摘するなど、このようない動向は先進国にも、後進国にもあらわれている。これは青少年非行の都市化ということにもなる。」

日本における青少年の非行化の有力な素因として、これまであげられたものには、(一)家庭のしつけ不備、(二)学校教育の欠陥、(三)社会環境の悪影響がその代表的なもので、これはどこの国々でもきまつて指摘されるものであるが、戦後の日本でこのような素因に大きな変化をもたらし、非行を集団化し、組織化したのは、戦争・敗戦・長期の占領というできごとであるといわれよう。さらに、われわれが、その非行防止対策を見る場合、そこに何ものを見出すであらうか。日本の場合は各国よりもはるかに遅れ、子どもたちがすでに非行化してしまった後の、『果』に対する措置

だけに重点がおかれて、非行化の原因をつく『因』に対する先行的対策は、ともすると軽視の現状というべきではあるまい。こうした経緯のただ中にあって『あさま山荘』事件も発生したと見られ、わたくしには、もはや少年法の掲載禁止保護程度にとどまるべき問題でないと思われてならない。

青少年の非行や犯罪行為が、二人以上の「組」の型で行なわれている傾向は世界各国にその例が少くない。だが日本の場合はその「組」づくりが、外国のように主として同じ世代の仲間同士だけでなく、成人を主体とする組織暴力団と密接な関連をもつようになってきた点に、日本の青少年問題の特異性と問題が伏在しているものと見られる。従つて指揮や命令が成人の幹部によって行われ、直接犯罪を行う青少年自身が、ときには中学生、高校生であると同時に組織暴力団の団員であるという実例は、まさに日本だけにみられる最近の動向である。⁽²⁾

こうした実情は、ひとり右翼的暴力団にかぎらず、左翼的革新活動のグループにも見られ、『あさま山荘』に籠城した連合赤軍の五人のうち二名の少年の存在もまた、組織暴力団への危険な魅力にとりつかれ、筋金入りの排他的・無反省的・衝動的・残忍的な団員に転落したものと見られる。

注

- ① 前掲・朝日調査研究室報告一八号(小林文男論述)——青少年の非行。
- ② 前掲・同上。

六 あとがき

少年法は、もつとも進歩的な立法の所産であると思う。同法第六十一条ははつきりした禁止規定（氏名・写真等の掲載禁止）であるが、そこには所罰規定をともなっていない。法律の命ずる禁止の反面には、その違反者に対する罰則が厳然として存在するのが普通のすがたである。しかし現行少年法には罰則がなく、すべて新聞倫理にゆだねられたかたちとなっている。

少年法の進歩性はたたえるべきであるが、新聞報道関係者は時勢の変遷にたえず敏感でなければならない。しかるに少年法の保護規定にこだわって、大所・高所から変通性を發揮しないとすれば、それは少年法における問題というよりも、むしろ、新聞における報道主体性のあり方如何によるものと思われる。

（昭和四七・四・一〇記）